

税務・財務情報 第3003号

税制改正案個人所得課税の見直し

～サラリーマン・自営業者の税負担はどうか!?～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所



〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

税制改正案個人所得課税の見直し

～サラリーマン・自営業者の税負担はどうなる!?～

1 はじめに

与党による平成 30 年税制改正大綱が平成 29 年 12 月に発表されました。個人所得課税・法人課税の内容においては、個人では多様な働き方、企業では生産性向上のための設備投資や持続的な賃上げを後押しするものが主となっています。今回は、日常生活で身近な個人所得課税の改正事項についてご紹介させていただきます。

2 所得控除の見直しの概要と現行制度との比較

(1) 基礎控除の見直し（一律 10 万円引き上げ）

基礎控除はすべての納税者が受けることのできる所得控除です。現行の基礎控除額は 38 万円ですが、改正後は一律 10 万円引き上げられます。ただし合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額は逡減し、2,500 万円を超えると基礎控除の適用はありません。

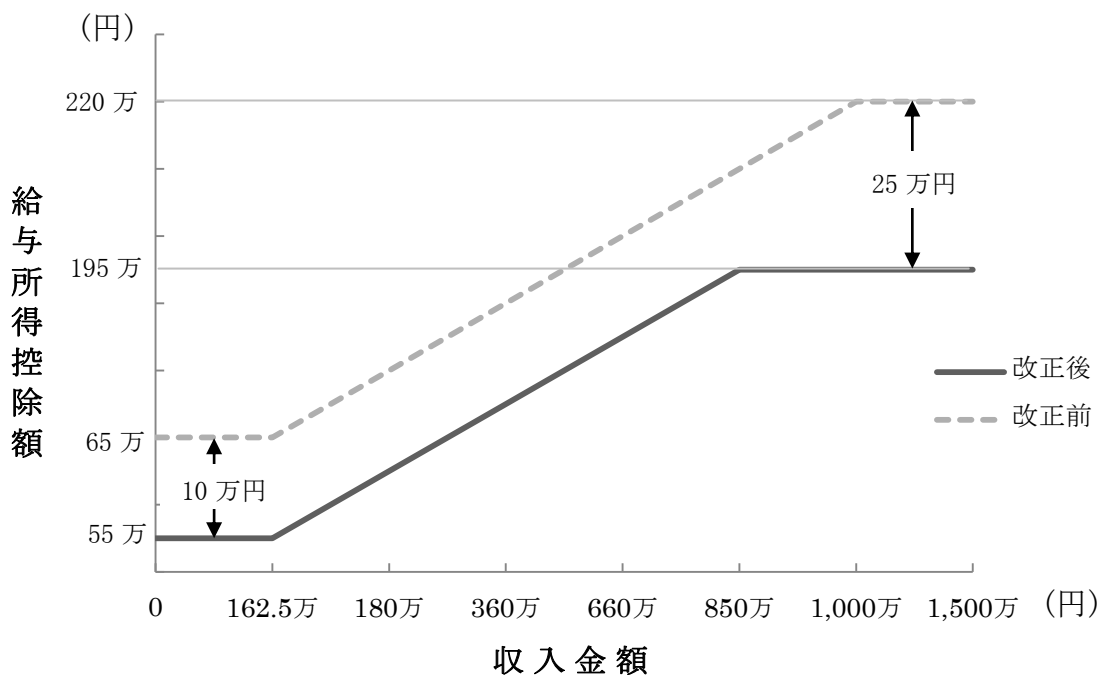
合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		適用なし

(2) 給与所得控除の見直し（一律 10 万円引き下げ）

給与所得者は仕事のために必要経費を自己負担していたとしても、税務上収入からは原則控除はできませんが、自営業者との課税の公平性を保つため給与所得控除という制度が設けられています。

今回の改正ではその給与所得控除の金額が一律 10 万円引き下げられます。また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げられます。

収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+18 万円	収入金額×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+54 万円	収入金額×20%+44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+120 万円	収入金額×10%+110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	



※所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超えた場合でも、子育てや介護に対して配慮する観点から次のいずれかに該当する場合は負担増を生じさせない措置が講じられます。

具体的には調整額として「(収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%」を給与所得の金額から控除することができます。つまり最高15万円を控除できる計算となっています。また、所得金額調整控除は、年末調整においても適用することができます。

- ・本人が特別障害者である。
- ・23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる。
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる。

(3) 青色申告特別控除の見直し

自営業者に対しては日々の取引を複式簿記により記帳を行っている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用がありますが、改正後は控除額が10万円引き下げられ55万円となります。

ただし、仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定めるところによって電磁的記録の備え付け・保存を行っている場合又は確定申告書、貸借対照表、損益計算書等を提出期限までに電子申告で提出している場合には、従来通り65万円の控除額が適用されます。

なお、10万円の青色申告特別控除については、電子申告等の要件を満たしていなくても従前どおり10万円の控除額が適用されます。

(4) 見直しによって影響を受ける所得控除の適用要件

以上の給与所得控除及び基礎控除の見直しに伴い、他の所得控除の要件として設定されている金額基準や控除額等についても各種調整が行われます。(下記表参照)

また、給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等についても所要の措置が講じられます。

調整の対象となる所得控除	適用要件の調整内容	
	改正前	改正後
配偶者控除	合計所得金額が 38 万円以下	合計所得金額が 48 万円以下
	給与所得者の場合は給与収入が 103 万円以下	
配偶者特別控除	合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下	合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下
	給与所得者の場合は給与収入が 103 万円超 188 万円以下	
扶養控除	合計所得金額が 38 万円以下	合計所得金額が 48 万円以下
	給与所得者の場合は給与収入が 103 万円以下	
勤労学生控除	合計所得金額が 65 万円以下	合計所得金額が 75 万円以下
	給与所得者の場合は給与収入が 130 万円以下	

(5) 公的年金等控除の見直し(一律 10 万円引き下げ)

公的年金等を受取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算しますが、改正後はこの公的年金等控除額が一律 10 万円に引き下げられます。

また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、どちらか一方に係る控除のみが減額されます。

3 まとめ

年収 850 万円までの給与所得者については、給与所得控除の額が 10 万円引き下げられますが、基礎控除の額は 10 万円引き上げられるため改正後においても税負担は変わらないようです。年収 850 万円超で、介護・子育て世帯でない場合は税負担が増加します。

一方、個人事業を行っている自営業者については、基礎控除額の引き上げにより減税となります。また、65 万円の青色申告特別控除を適用しており、電子申告を行っていない場合は税負担が増加する場合がありますので、これを機会に電子申告に切り替えられても良いかもしれません。

これら個人所得課税の見直しは平成 32 年分以降の所得税について適用の予定となっています。なお、今回の内容は後の国会における法案審議の過程において、一部項目の修正等行われる可能性があることにご留意ください。その他詳細につきましては弊社の担当者にお問い合わせください。